

封入封かん機及び関連ソフトウェアの賃貸借等業務  
(令和7年8月～令和12年7月)  
調達仕様書

令和7年5月12日

倉敷市企画財政局情報政策部情報政策室

## 1 調達仕様

次のとおり、本市における封入封かん機及び関連ソフトウェアを導入する。調達する機器の仕様は「3 機器仕様」のとおりとする。

- (1) 封入封かん機及び関連ソフトウェア（以下、機器等という。）の賃貸借、設置
- (2) 必要に応じた環境設定
- (3) 機器等の保守及び障害対応
- (4) 契約期間満了時の機器の撤去

## 2 入札方法及び契約における基本事項について

- (1) 入札書に記載する事項は、次のとおりとする。
  - ア リース会社（第三者賃貸方式の場合）
  - イ 入札金額 賃貸借料及び保守料の金額（賃貸借期間の総額、税抜）
- (2) (1)のイの金額をもって落札者を決めることとする。
- (3) 本市を賃借人、落札者を受注者、第三者を賃貸人とした第三者賃貸方式（調達物件を受注者の責任において第三者をして本市に賃貸する方式をいう。）の賃貸借契約とする。ただし、本市を賃借人、受注者を賃貸人とした二者間の賃貸借契約も可能とする。
- (4) 第三者賃貸方式による賃貸人は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号。）第151条に掲げる者で、自ら入札に参加しない者を選任すること。
- (5) 契約期間は、契約締結日から令和12年7月31日までとする。
- (6) 機器の保守及び賃貸借については、次のとおりとする。
  - ア 保守及び賃貸借の期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日とする。
  - イ 令和7年8月1日までに機器を設置し、使用できる状態とすること。
  - ウ 令和12年8月1日から令和12年8月31日までに機器を撤去し、適切に処理すること。
  - エ 設置及び撤去の費用は受注者が負担すること。

## 3 機器仕様

機器の要件を次のとおり示す。また各機器のスペックは、以下に示す各要件を満たすものとする。なお、この契約に必用な機器は、中古品及び再生品ではなく、新造機を導入すること。

- (1) 封入封かん機本体

機械寸法	幅 3000×奥行 600×高さ 900mm 以内であること
機器重量	250kg 以下であること
電源	単相 AC100V、10A、50/60Hz
処理速度	5,400 通/時（1点封入時）以上

月間耐久性	120,000 通 / 月以上
フィーダー構成	<p>●フィーダー 1 (個数: 4 以上) (用途) 封筒または、用紙を給紙する。 (処理可能サイズ) 最小 127mm (幅) × 135mm (長さ) ~ 最大 250mm (幅) × 356mm (長さ)</p> <p>●フィーダー 2 (個数: 2 以上) (用途) 用紙を給紙する。 (処理可能サイズ) 最小 203mm (幅) × 232mm (長さ) ~ 最大 216mm (幅) × 297mm (長さ)</p> <p>●フィーダー 3 (個数: 1 以上) (用途) 封筒を給紙する。 (処理可能サイズ) 最小 225mm (幅) × 98mm (長さ) ~ 最大 264mm (幅) × 165mm (長さ)</p>
紙折機能	紙折り (内三つ折、外三つ折、二つ折、四つ折、変則折) 及び折無し の封入封かんの機能を有すること。 変則折の折位置をミリメートル単位で設定できること。
封かん機能	封かん機能を有し、封筒フラップの形状を限定しないこと。(山型 やストレート等)
言語	ディスプレイ上に日本語でメッセージ表示がされること。(漢字、 ひらがなを用いた表示)
PDF 加工・名寄せ機能	帳票に付与された 2 次元バーコードを読み取り、封入物を名寄せ・ 選択・制御できること。バーコード本体は 8 mm × 8 mm 以内、クリア ゾーンは 6 mm 以内の範囲に収まるものであること。
その他の要件	日本語操作マニュアルを提供すること。また、担当者に対して、 設置機器を用いて、操作説明を行うこと。
	一般的なジャム時にボタン操作で簡単に排出が出来ること。
	重送、白紙プリント検等の障害検知機能を有すること。
	通数カウンターがあり処理通数を容易に確認出来ること。
	角 2 封筒に関して和形封筒に封入処理が出来ること。 封筒ライナーが搭載されていること。

	処理枚数によって自動判別し、定形／定形外を同時に処理が出来ること。
	1つの封筒に纏め折及び単体折の処理が帳票（トレー）別に設定ができ、同時に封入処理が出来ること。
	帳票に対して各トレーからの選択・照合の処理が出来ること。
	用紙の厚さ検知機能を有し、厚みはテストモードで自動記憶出来ること。
	安全性の為、用紙の搬送経路にカバーがありカバーを開けた状態では作動しないこと。カバーが開いている場合、その箇所を示すメッセージがコントロールパネル上に表示されること。

#### （2） 関連ソフトウェア

基本機能	封入物（納税通知書及び納付書等）のPDFデータ又はCSVデータを入力とし、名寄せ及び封入の制御に必要な2次元バーコードを付与したPDFデータを出力できること。また、PDFデータの編集加工機能を有すること。
2次元バーコード	PDF内の文字列を読み取って生成できること。納税通知書番号10桁から生成することを仮定した場合、バーコード本体は8mm×8mm以内、クリアゾーンは6mm以内の範囲に収まるものであること。
入力データ	文字コードは「Unicode UTF-8」とし、PDFファイルは埋め込みフォント形式とする。
設定作業	本市が所有する端末に対して、ソフトウェアをインストールし、必要な設定作業を行うこと。
保守範囲	2次元バーコードを付与するために必要なジョブフローの構築は、6つまで行うこと。 また、ジョブフローの構築を含むソフトウェアに関する問い合わせに対応すること。

#### 4 運用及び保守について

受注者は、設置した機器を正常に稼働させ、故障など当該設備に不具合が生じた場合でもこれを直ちに回復させ、行政運営の質を低下させることのないよう、点検、修理などの障害対応を行うこと。

##### （1） 定期保守

受注者は、機器が常に正常な状態で使用するための必要な保守を行うこと。

また、必要な周期でフルメンテナンスの定期点検を行うこと。ただし、これに代わる方法がある場合、事前に承認を得ること。

##### （2） 障害対応保守

故障など機能に異常が生じた場合は、速やかに設置場所へ必要な保守要員を派遣し、故障修理及び代替機の手配などの適切な処理を行い、正常に使用できる状態に回復すること。

障害受付時間は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

### (3) 運用サポート

封入封かん機本体及び関連ソフトウェアの使用方法に関する問い合わせに対応すること。問い合わせの受付時間は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

## 5 支払いに関する条件

- (1) 月毎に月額賃貸借料及び保守料を、賃貸人からの請求により支払うものとする。
- (2) 毎月の業務終了後、賃貸人は、請求書を賃借人が指定する場所に送付又は持参すること。
- (3) 賃借人は請求書を受領した日から30日以内に、賃貸人に支払うものとする。

## 6 契約に関する条件

- (1) 受注者は、契約に当たって、民法、刑法、著作権法、行政機関の保有する個人情報に関する法律、労働に関する関係法令などを遵守すること。
- (2) 賃貸借契約に係る固定資産税は賃貸人が負担すること。
- (3) 賃貸借品に対し、2の(6)のアの保守及び賃貸借の期間を契約期間とし、自身を被保険者とする動産総合保険を賃貸人の負担で付保すること。
- (4) 本業務の一部の履行を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により再委託に係る本市の承認を得ること。また、受注者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上確認が必要な事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市と協議し定めるものとする。

## 7 機器の設置及び契約期間満了後の撤去について

### (1) 設置場所

機器の設置場所は、倉敷市役所5階情報政策室とする。

### (2) 設置及び撤去について

- ア 設置期限までに、全ての機器が正常に使用できるよう、設置及び環境設定を行うこと。
- イ 搬入、設置及び契約期間満了後の撤去などにかかる費用は受注者が負担すること。

- ウ 機器の設置及び設置後、梱包材などの現場にて発生した不要材は処分すること。
- エ 撤去に際して、機器などにハードディスクなどの記憶媒体が付属する場合は、本市職員立会いのもとデータを利用不能かつ復元ができない状態にすること。
- オ 機器搬入及び撤去時に器物及び建物などが破損した時は、受注者の負担で復旧すること。

## 8 機密保持

- (1) 受注者は、機器導入の過程で本市が開示した情報（既に一般的に公開されている情報を除く。）、関連業者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、契約期間満了後も同等の措置を講ずること
- (2) 受注者は、機器の導入を実施するにあたり、本市から入手した資料などについては、適切に管理すること。また、契約期間満了後、資料などは適切に廃棄を行うものとする。

## 9 環境への配慮

- (1) 納入物については、個別に指定されたもの以外についても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく製品を可能な限り導入すること。
- (2) 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力削減、発熱対策、騒音対策などの環境配慮を行うこと。

## 10 参考機種

ピツニーボウズ社製 「Relay7000（4フィーダー仕様タイプ）」

オプション 「タワーフィーダートレイ（シート4個／インサート2個）」、「タワーフィーダースキャンキット」、「定形外封筒処理ユニット」、「スペシャルフィーダーキット」、「ハイキャパシティ・フィーダー（2フィーダー）」、「スペシャルフィーダーキット」、「OLCONNECT（データマトリックス付与ソフト）」